

第73回定時株主総会招集ご通知に際しての 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

上新電機株式会社

上記事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.joshin.co.jp/>）に掲載することにより、株主のみなさまに提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

(1) 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス統括責任者（経営管理本部長を務める取締役）を委員長とする「C S R委員会」を設置する。
- ② コンプライアンスの推進については、社長直轄の「C S R推進室」を設置し、「ジョーシングループ行動規範」を制定するとともに、当社及び子会社の役員及び社員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導する。
- ③ 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス統括責任者（経営管理本部長を務める取締役）を通じてトップマネジメント、取締役会、執行役員会、監査役に報告される体制を構築する。
- ④ 「公益通報体制運営基準」を設け、組織的・個人的な法令違反行為等に関する相談または通報の窓口を整備するとともに、通報者が相談または通報したことを理由として不利益な扱いを行わないこと等を具体的に規定した公益通報制度を導入する。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応することを「ジョーシングループ行動規範」において全社員に徹底し、対応体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、当社社内規程及びそれに関する各マニュアル等に従い、保存及び管理を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- ② 情報の管理については、情報セキュリティ管理基準、個人情報管理基準を制定する。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危機を管理する組織として「リスク管理委員会」を設置し、当社及び子会社からなる企業集団を取り巻く様々なリスクについて把握・分析・評価し、適切な対策を実施するなど、リスク管理体制の整備を推進する。
- ② リスク管理委員会は、「C S R委員会」の下に設置された「コンプライアンス・プロジェクトチーム」や、内部統制制度への対応を行う「内部統制プロジェクトチーム」、その他個別業務ごとに設置された委員会等と、リスク管理に関し緊密に連携する。
- ③ 社長に直属する組織として「監査部」を設置し、当社及び子会社各社の内部監査を担当させる。監査部は、内部監査規程に基づき、定期的に内部監査を実施する。監査実施項目・実施方法等については、監査部が定期的にこれを見直す。

- ④ リスク管理委員会は、有事における事業継続を有効に機能させるための体制として事業継続マネジメントシステム（ＢＣＭＳ）を整備し推進するため、リスク管理委員会の下に「ＢＣＭＳ推進ワーキング会議」を設置する。
- ⑤ 不測の事態が生じた場合には、リスク管理規程に基づく災害（事故）対策委員会を招集し、損害の拡大防止にあたる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営計画のマネジメントについては、経営理念を基軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務ラインにおいて目標達成のために活動することとする。
- ② 定例の取締役会を毎月２回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ③ 取締役会の審議を更に活性化し、経営監督機能を強化するため、社外取締役を選任する。
- ④ 変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、取締役の任期を１年とする。
- ⑤ 業務の効率化のため、必要な電子化を推進する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社取締役に当社取締役を就任させる。
- ② 子会社監査役に当社監査役を就任させる。
- ③ 当社及び子会社各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、ＣＳＲ推進室が、当社コンプライアンス統括責任者の指示のもと、企業集団のコンプライアンスを総括・推進する体制とする。
- ④ 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件について事前協議を行う。
- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、子会社においても(4)①④⑤について準用する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会決議により、これを定める。
- ② 当該従業員に関する具体的な人事については、監査役の同意を得て取締役会がこれを定める。

(7) 取締役及び執行役員その他の従業員が監査役に報告するための体制

- ① 取締役及び執行役員その他の従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
- ② 取締役及び執行役員その他の従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ③ 当社子会社の取締役、監査役及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

- ④ 当社は、監査役への報告を行った当社及び子会社各社の取締役、監査役及び従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社各社の取締役、監査役及び従業員に周知する。
- ⑤ 社外取締役が有効にその職務を遂行するため、上記①から④については社外取締役にも準用するものとする。

(8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は取締役会の他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることとする。
- ② 監査役は、会計監査人から会計監査内容について報告を受けるとともに、情報の交換を行うなど、監査の実効性を高めるため必要に応じて能動的に連携を図っていく。
- ③ 監査役は、監査部から当社及び子会社各社の内部監査内容について報告を受けるとともに、情報の交換を行うなど、監査の実効性を高めるために必要に応じて能動的に連携を図る。
- ④ 監査役の職務の執行について、当社に対し費用の前払いまたは償還の請求を行ったときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑤ 社外取締役が有効にその職務を遂行するため、上記①から④については社外取締役にも準用するものとする。

なお、反社会的勢力の排除について、当社は犯罪対策閣僚会議（2007年6月19日公表）の主旨に基づく「反社会的勢力排除に係る基本方針」を取締役会において決議し、ホームページ等に公開しております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当グループにおけるコンプライアンス及びリスク管理に関する取組みとして、当期は、取締役、執行役員、部門長、子会社社長等が参加するC S R委員会、リスク管理委員会をそれぞれ4回開催しており、グループ各部門における諸施策の推進及び情報の共有化を図りました。
なお、C S R委員会の下に設置された「コンプライアンス・プロジェクトチーム」会議は、当期6回実施し、情報セキュリティ対策を含む各種コンプライアンス課題への対応と情報共有を図っております。また、「内部統制プロジェクトチーム」は、当期1回の会議開催と担当メンバーによる個別会合を随時実施し、内部統制制度への対応を行っております。
リスク管理委員会の下に設置された「BCMS推進ワーキング会議」は、当期6回実施し、有事における事業継続のための課題への対応と情報共有を図っています。
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当期における当該委員会及びプロジェクト会議は、各自の勤務先からリモート接続にて会議参加するなど開催方法についても柔軟な対応を行いました。

- ② 当グループにおける業務の適正を確保しコンプライアンス推進を確実なものとするための行動規範として「ジョーシングループ行動規範」を2004年10月に制定し、その後も市場環境等の動向に応じて適宜改定するなど、当グループにおける各種事業活動に対して従業員が遵守すべき事項の周知徹底に努めております。直近の改定は2019年10月です。この「グループ行動規範」は冊子にしてグループ内の全従業員に配付するとともに、社内ネットワークから閲覧できるようにしており、また、新入社員研修や役職登用候補者研修のテキストとしても活用するなど、全従業員の日常的な指導・教育に活用しております。
- また、公益通報制度につきましては、社内通報窓口を当社総務部内に設置するとともに、社外通報窓口を弁護士事務所内に設けており、継続的に運用するとともに、従業員研修の際にも、公益通報制度の趣旨と通報窓口の案内をするなど、社内周知に努めております。
- なお、反社会的勢力への対応につきましても、契約書等への反社会的勢力排除条項挿入等をはじめとした取組みを継続して実施しております。
- ③ 財務報告の信頼性を確保するための取組みとしては、毎年期初に内部統制の評価範囲の見直しを行っております。当期は、当社と子会社1社（ジョーシンサービス株式会社）を評価範囲として、全社的な内部統制、重要なＩＴシステムの全般統制、主要な業務プロセスの内部統制について、整備状況及び運用状況の評価を実施しました。
- ④ 当期は、取締役会を23回、監査役会を13回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の確認等を行いました。また、取締役会における決定事項の事前協議、周知、遂行及び執行役員相互の連絡、連携を目的とする執行役員会を51回開催しており、経営課題に対する取締役会での議論の活発化と意思決定の迅速化、ガバナンスの強化につなげています。
- また、独立社外取締役を3名選任しており、取締役会においてその見識を踏まえた意見等により、取締役会における経営判断の適切性の向上と監督機能の強化を図っております。
- ⑤ 監査の実効性を高めるため、常勤監査役と監査部との情報交換ミーティングを定期的に行っており、当期は8回実施しました。その他、常勤監査役は執行役員会、ＣＳＲ委員会、リスク管理委員会、経営会議等の重要な会議にも出席しております。

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,121	19,940	58,668	△3,328	90,402
当期変動額					
剰余金の配当			△1,341		△1,341
親会社株主に帰属する当期純利益			8,873		8,873
土地再評価差額金の取崩			△824		△824
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の消却		△1,138		1,138	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△1,138	6,707	1,137	6,707
当期末残高	15,121	18,802	65,376	△2,191	97,109

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				純資産 合 計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	1,455	△2,220	△489	△1,254	89,147
当期変動額					
剰余金の配当					△1,341
親会社株主に帰属する当期純利益					8,873
土地再評価差額金の取崩					△824
自己株式の取得					△0
自己株式の消却					—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,615	824	1,008	3,448	3,448
当期変動額合計	1,615	824	1,008	3,448	10,156
当期末残高	3,070	△1,396	519	2,194	99,303

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

〈連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〉

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

すべての子会社を連結しております。

15社 ジョーシンサービス株式会社
ジョーシンテック株式会社
ジェー・イー・ネクスト株式会社
兵庫京都ジョーシン株式会社
ジャプロ株式会社
東海ジョーシン株式会社
関東ジョーシン株式会社
滋賀ジョーシン株式会社
和歌山ジョーシン株式会社
中四国ジョーシン株式会社
ジェイ・ホビー株式会社
J・P・S 商事株式会社
北信越ジョーシン株式会社
J S D INSURANCE PTE.LTD.
ジョーシン酒販株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

②たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商 品……………先入先出法

ただし、書籍等家電外商品の一部については、売価還元法によっております。

貯蔵品……………最終仕入原価法

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……………定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無 形 固 定 資 産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リ ー ス 資 産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(3)重要な引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ポ イ ン ト 引 当 金……………ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントの利用に備えるため、過年度における実績率に基づき、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金……………店舗の閉鎖等に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

商 品 保 証 引 当 金……………販売した商品の保証期間に関わる修理費用の発生に備えるため、過年度における修理実績率に基づき、当連結会計年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しております。

株 式 報 酬 引 当 金……………株式交付規程に基づく役員への将来の当社株式の交付に備えるため、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象	(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
	金利スワップ	長期借入金の利息

ヘッジ方針……………当グループのリスク管理方針に基づき金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジの有効性評価の方法……………金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価については省略しております。

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債、退職給付に係る資産及び退職給付費用の計算に、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

〈表示方法の変更〉

1. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に〈会計上の見積りに関する注記〉を記載しております。

2. 連結損益計算書

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「システム導入負担金」及び「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「証券代行事務手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度よりそれぞれ独立掲記することとしております。なお、前連結会計年度の「システム導入負担金」は5百万円、「証券代行事務手数料」は37百万円であります。

〈会計上の見積りに関する注記〉

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

減損損失	3,193百万円	(全額が店舗における資産グループ)	
固定資産	74,759百万円	(うち店舗における資産グループ(215店舗))	64,073百万円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当グループでは、店舗資産については店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。営業活動による損益が継続してマイナスとなった場合等、資産グループに減損の兆候があると判断した場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とその帳簿価額との比較を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りににおける主要な仮定は、各店舗の将来キャッシュ・フローの基礎となる売上成長率と売上総利益率であります。これらの仮定は不確実性を伴うものであるため、市場環境の変化によっては、翌連結会計年度において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

〈会計上の見積りの変更〉

耐用年数及び資産除去債務の見積りの変更

当連結会計年度において、一部の物流センターの移転及びその時期を決定したため、移転後利用見込のない固定資産について耐用年数の見直しを行いました。また、当該物件の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、より精緻な見積りが可能になったため、見積額の変更しております。この見積りの変更により資産除去債務残高が377百万円増加し、従来の方法に比べて当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ228百万円減少しております。

〈追加情報〉

取締役に対する信託を用いた株式報酬制度

当社は、2017年6月27日開催の第69回定時株主総会決議に基づき、当社取締役（社外取締役を除く。以下同様）に対し、信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

(1) 制度の概要

当社の業績及び株式価値と当社取締役の報酬との連動性をより明確にし、当社取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、2017年9月1日に導入いたしました。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。信託期間約3年）が当社株式を取得し、当社取締役に対して、当社が定める株式交付規程に従って、当社株式が本信託を通じて交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、当社取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として当社取締役の退任時となります。また、2020年6月23日開催の取締役会において、株式交付規程の一部改訂を行った上で3年間延長することが決議されております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

自己株式の帳簿価額及び株式数 219百万円、65千株

〈連結貸借対照表に関する注記〉

1. 有形固定資産の減価償却累計額 49,975百万円

2. 土地の再評価について（連結計算書類作成会社）

「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(2001年3月31日公布法律第19号)及び「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

(1) 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づきこれに合理的な調整を行って算出する方法及び同施行令第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出する方法によっております。

(2) 再評価を行った年月日 2001年3月31日

(3) 再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額 △1,543百万円

〈連結株主資本等変動計算書に関する注記〉

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 28,000,000株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	1,341	50	2020年3月31日	2020年6月24日

(注) 配当金の総額には、役員向け株式交付信託口に対する配当金3百万円が含まれております。

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,011	75	2021年3月31日	2021年6月23日

(注) 配当金の総額には、役員向け株式交付信託口に対する配当金4百万円が含まれております。

4. 当連結会計年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数
該当事項はありません。

5. 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数
該当事項はありません。

〈金融商品に関する注記〉

1. 金融商品の状況に関する事項

当グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、売掛金管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については月末ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を利用して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は市場リスク管理規程に従い、基本的に市場リスクのヘッジ目的でのみ利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	8,768	8,768	—
(2) 受取手形及び売掛金	18,861	18,861	—
(3) 投資有価証券			
其他有価証券	6,653	6,653	—
(4) 差入保証金	12,688	12,617	△71
資産 計	46,971	46,900	△71
(1) 支払手形及び買掛金	30,950	30,950	—
(2) 長期借入金	35,119	35,104	△14
負債 計	66,069	66,054	△14
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式等は取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理しているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額59百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

〈賃貸等不動産に関する注記〉

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

〈1 株当たり情報に関する注記〉

- | | |
|----------------|-----------|
| 1. 1 株当たり純資産額 | 3,711円32銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 331円62銭 |

(注) 株主資本において自己株式として計上されている役員向け株式交付信託口に残存する当社株式は、1 株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1 株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は65千株であり、1 株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は65千株であります。

〈重要な後発事象に関する注記〉

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	その他利益剰余金		
				特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	15,121	5,637	14,302	104	13,000	33,289
当期変動額						
剰余金の配当						△1,341
当期純利益						6,919
土地再評価差額金の取崩						△824
特別償却準備金の取崩				△79		79
自己株式の取得						
自己株式の消却			△1,138			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	△1,138	△79	—	4,833
当期末残高	15,121	5,637	13,164	25	13,000	38,123

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等 合 計	
当期首残高	△3,328	78,127	1,452	△2,220	△768	77,359
当期変動額						
剰余金の配当		△1,341				△1,341
当期純利益		6,919				6,919
土地再評価差額金の取崩		△824				△824
特別償却準備金の取崩		—				—
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の消却	1,138	—				—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			1,614	824	2,439	2,439
当期変動額合計	1,137	4,753	1,614	824	2,439	7,192
当期末残高	△2,191	82,881	3,067	△1,396	1,670	84,551

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

〈重要な会計方針に係る事項に関する注記〉

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商 品……………先入先出法

ただし、書籍等家電外商品の一部については、売価還元法によっております。

貯蔵品……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産 …… 定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無 形 固 定 資 産 …… 定額法

（リース資産を除く）

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リ ー ス 資 産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…… リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

3. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ポ イ ン ト 引 当 金……………ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントの利用に備えるため、過年度における実績率に基づき、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金……………店舗の閉鎖等に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

退 職 給 付 引 当 金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

株 式 報 酬 引 当 金……………株式交付規程に基づく役員への将来の当社株式の交付に備えるため、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結貸借対照表における会計処理の方法と異なっております。

ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象	(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
	金利スワップ	長期借入金の利息

ヘッジ方針……………当社のリスク管理方針に基づき金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジの有効性評価の方法……………金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価については省略しております。

消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

〈表示方法の変更〉

1. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に〈会計上の見積りに関する注記〉を記載しております。

2. 損益計算書

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「システム導入負担金」及び「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「証券代行事務手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度よりそれぞれ独立掲記することとしております。なお、前事業年度の「システム導入負担金」は5百万円、「証券代行事務手数料」は37百万円であります。

〈会計上の見積りに関する注記〉

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

減損損失	3,171百万円	(全額が店舗における資産グループ)
固定資産	74,607百万円	(うち店舗における資産グループ(205店舗)) 63,862百万円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

「連結注記表〈会計上の見積りに関する注記〉」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

〈会計上の見積りの変更〉

耐用年数及び資産除去債務の見積りの変更

「連結注記表〈会計上の見積りの変更〉」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

〈追加情報〉

取締役に対する信託を用いた株式報酬制度

「連結注記表〈追加情報〉」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

〈貸借対照表に関する注記〉

1. 有形固定資産の減価償却累計額	49,440百万円
2. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務	
短期金銭債権	1,315百万円
長期金銭債権	7百万円
短期金銭債務	15,032百万円
長期金銭債務	8百万円

〈損益計算書に関する注記〉

関係会社との取引高	営業取引による取引高	
	売上高	1,491百万円
	仕入高(外注費を含む)	17,210百万円
	その他の営業取引高	14,322百万円
	営業取引以外の取引による取引高	437百万円

〈株主資本等変動計算書に関する注記〉

当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 1,243,169株

(注) 自己株式数については当事業年度末に役員向け株式交付信託口が保有する当社株式65,070株を含めて記載しております。

〈税効果会計に関する注記〉

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別内訳

繰延税金資産	
減損損失	1,920百万円
資産除去債務	1,507百万円
ポイント引当金	1,200百万円
たな卸資産評価損	1,177百万円
長期修理保証保険料	1,003百万円
賞与引当金	708百万円
未払賞与	540百万円
店舗閉鎖損失引当金	158百万円
投資有価証券評価損	154百万円
そ の 他	995百万円
小 計	9,366百万円
評価性引当額	△1,568百万円
合 計	7,798百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,256百万円
前払年金費用	1,087百万円
資産除去債務に対応する除去費用	849百万円
そ の 他	108百万円
合 計	3,301百万円
繰延税金資産の純額	4,496百万円

2. 繰延税金負債の発生 の主な原因別内訳

再評価に係る繰延税金負債	
再評価に係る繰延税金資産	762百万円
評価性引当額	△762百万円
計	―百万円
再評価に係る繰延税金負債	483百万円

〈関連当事者との取引に関する注記〉

子会社

(単位：百万円)

属 性	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	ジョーシンサービス 株式会社	所有 直接 100.0%	商品の配送、据 付、修理及び保 守業務の委託 資金の借入 役員の兼任	資金の借入	16,100	短期借入金	6,000
				資金の返済	16,900		
				利息の支払 (注) 1	34	未払費用	—
	ジョーシンテック 株式会社	所有 直接 100.0%	長期修理保証制 度加入受付業務 の受託 資金の借入 役員の兼任	資金の借入	13,950	短期借入金	5,000
				資金の返済	13,300		
				利息の支払 (注) 1	23	未払費用	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含めております。

〈1株当たり情報に関する注記〉

1. 1株当たり純資産額 3,160円01銭
2. 1株当たり当期純利益 258円60銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている役員向け株式交付信託口に残存する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。
1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は65千株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は65千株であります。

〈重要な後発事象に関する注記〉

該当事項はありません。